令和４年３月２２日

公益社団・財団法人　代表者殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長

職場における積極的な検査等の実施手順に関するQ&Aについて

平素より公益活動の推進に御尽力されていることに敬意を表します。

先般、令和３年６月２９日付けで「職場における積極的な検査等の実施手順（第２版）」をお示ししたところですが、その取扱いに係る疑義照会資料を別紙として追加する改正をいたしました。貴法人におかれましても、これらの趣旨を十分ご留意の上、実践されますようお願いします。

（別紙）

問１　「職場における積極的な検査等の実施について」（令和３年６月１日付事務連絡（内閣官房、厚生労働省））等によって、事業者が購入した抗原定性検査キットを従業員に持ち帰らせ、当該従業員が在宅で検査を行うことは可能か。

答：

１．抗原定性検査キットを適切に利用した経験等がある社員※については、当該企業が購入・保管しているキットを一定数持ち帰り、自宅等において必要に応じて利用することは差し支えない。

※　当該事業者における職場検査のほか、薬局、イベント会場、飲食店等で利用方法について指導を受けたことがある従業員（誓約書等で確認）又は、利用方法について当該事業者等による講習（オンラインを含む）を受けた従業員。

２．検査の実施にあたっては、検査管理者が、検査結果は必ず報告させ、陽性者には受診を確保すること。なお、可能な限りオンラインで立ち会い又は管理下において実施することが望ましい。

３．なお、事業者においては、抗原定性検査キットが医療現場や社会機能維持の場面でも使用されるものであることを踏まえ、必要と想定される量を勘案して購入するよう留意すること。

問２　オミクロン株が感染の主流の間、自治体が、事業所（高齢者・障害児者施設、医療機関、保育所、幼稚園、小学校等を除く。以下「一般事業所」という。）に対し、保健所による濃厚接触者の特定等を行わない場合において、一般事業所は、「職場における積極的な検査等の実施について」等で示されている、従業員の陽性判明時の当該従業員の「初動対応における接触者」の自主的な特定や、その後の感染拡大防止策（①当該接触者に対する帰宅・自宅待機指示及び②感染拡大地域における、保健所への検査対象者リストの提出、保健所の了承を得た上での当該接触者に対するPCR検査等の実施等）を行う必要はないか。

答：

１．御指摘のように保健所が濃厚接触者の特定等を行わない場合には、「初動対応における接触者」の事業者による自主的な特定やその後の感染防止策（①・②）を行う必要はない。

２．ただし、一般事業所において陽性者が発生した場合は、

・　事業所等で感染者と接触（※）があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として７日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知する

・　事業所等で感染者と接触（※）があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間（例えば、５日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとる

等の対応を行うこと。

この場合、感染拡大防止対策については接触者が自主的に行うことを基本とし、事業所等が一律に従業員等の調査や特定を行う必要はない。

※　「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）を踏まえた感染者の感染可能期間（発症２日前～）の接触

３．なお、各自治体において、管内におけるオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定や行動制限の方針を検討することとされているため、その方針をよく確認の上、対応いただきたい。

（参考）「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和４年３月 16 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000913725.pdf

問３　自治体が、一般事業所に対し、保健所による濃厚接触者の特定等を行わない場合において、一般事業所が自主的に接触者に対し PCR 検査等を実施するときは、行政検査となるのか。

答：

行政検査の対象とはならない。